

石道地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画(案)

①そなえる対策(避難計画)

資料2-1

災害リスクと避難のタイミング

- 凡例
- 浸水深による水平避難優先ゾーン
 - 氾濫流による水平避難優先ゾーン
 - 土砂災害による水平避難優先ゾーン

- 凡例
- 避難場所
 - 簡易量水標

土砂災害による避難優先エリア

【避難のタイミング】

- 避難準備・高齢者等避難開始が発令された時
(避難に時間がかかる方)
- 避難勧告等が発令された時
(要配慮者以外の方)
- 瀬谷川の量水標において-0.5mまで上昇した時
- 土砂災害警戒情報の発表された時
土砂災害降雨危険度「薄紫色」になった時



リスクの小さいエリア

【避難のタイミング】

- 避難準備・高齢者等避難開始が発令された時
(避難に時間がかかる方)
- 避難勧告等が発令された時
(要配慮者以外の方)

水害による避難優先エリア

【避難のタイミング】

- 避難準備・高齢者等避難開始が発令された時
(避難に時間がかかる方)
- 避難勧告等が発令された時
(要配慮者以外の方)
- 川合水位観測所の水位が3.10mに達した時
井明神橋の水位が2.40mに達した時
瀬谷川の量水標において-0.5mまで上昇した時
ハヶ井の水位が上昇した時

- 大型台風など、事前に大雨が予測される時は、早い段階(明るい時間帯、浸水が無い状態のとき)に避難場所「石道会館」に行くことが第一
- 家の周りが浸水し、逃げ遅れた場合には、自宅の2階など、より高く安全な場所に避難する。
- 『水平避難優先ゾーン』の中の方は、出来るだけ早い段階で、安全なルートを使って、安全な場所に避難する!

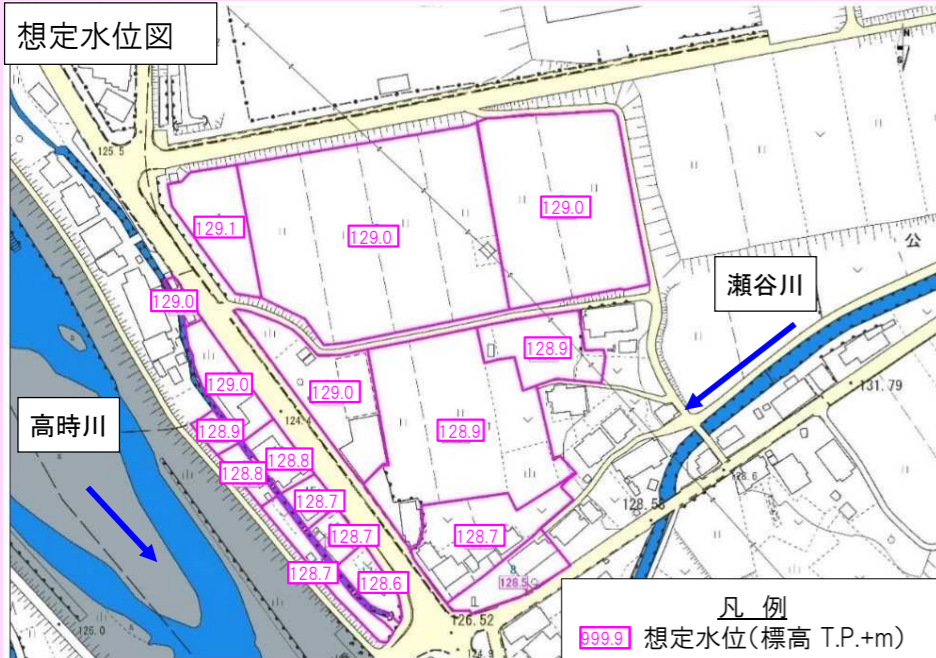
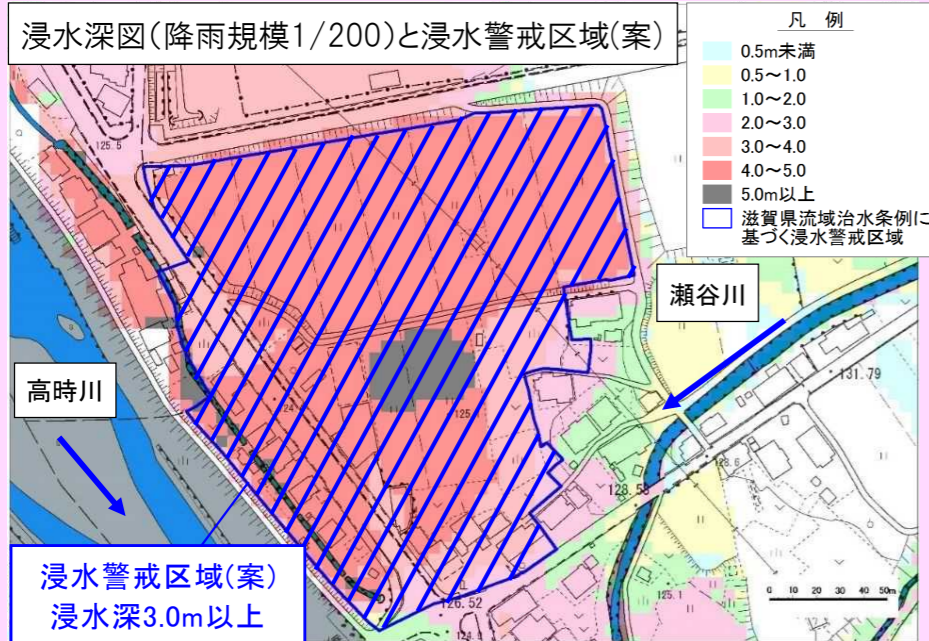
0 50 100m

石道地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画(案)

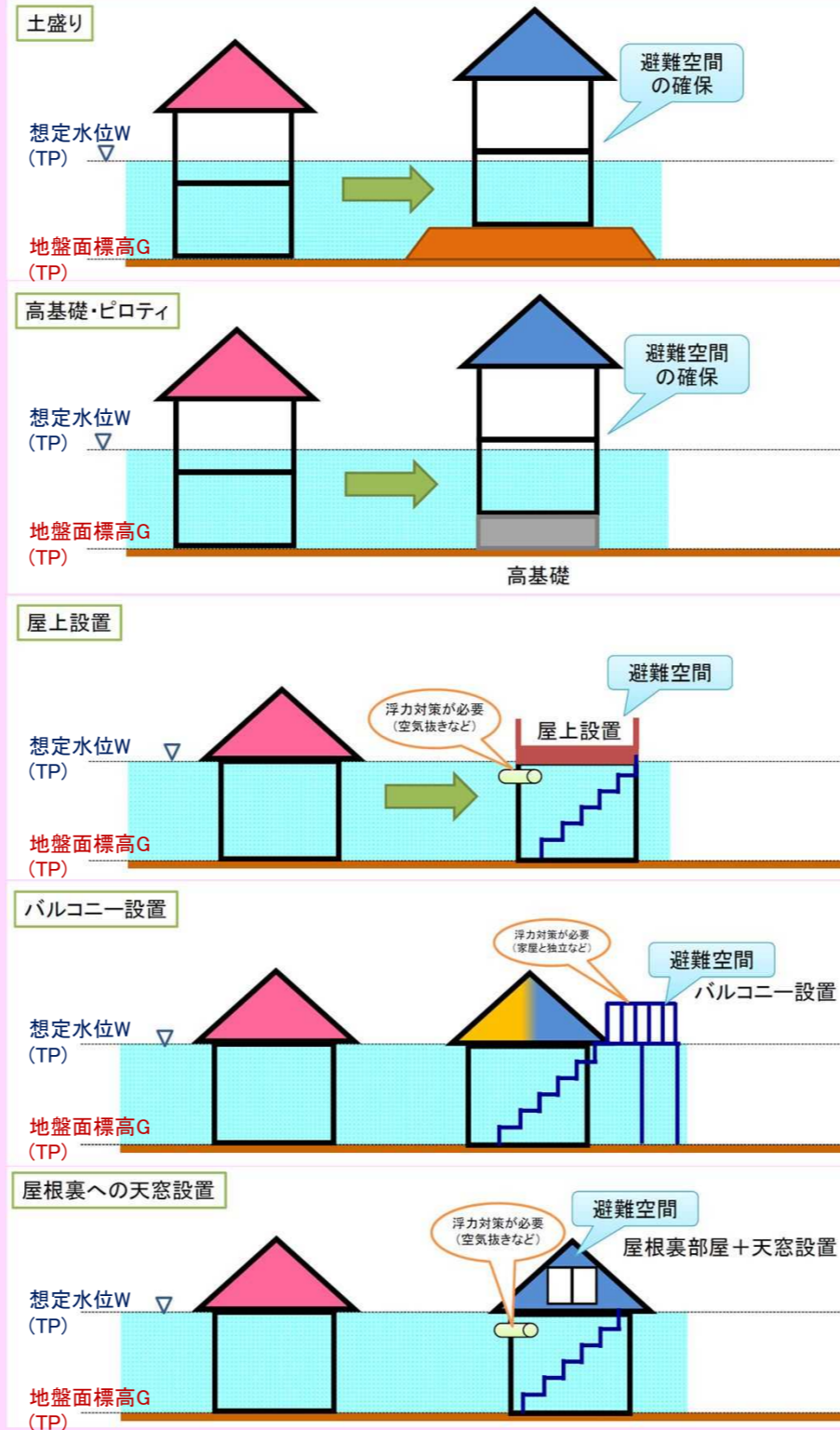
②とどめる対策(安全な住まい方)

- 大雨時の遊水地としての機能のある農地は、できるだけ、農地としての土地活用を続けましょう。
- 家を新築する時・建て替える時は、「地先の安全度マップ」を参考に、2階床面の高さを想定水位より高くし、逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。
- 滋賀県の「浸水警戒区域制度」「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」を活用しましょう。

■ 浸水警戒区域(案)



■ 水害に強い家の建て方



※水害に対して安全な家づくり・地盤高の詳細は、滋賀県流域政策室に問い合わせれば詳細な情報を提供してもらえます。

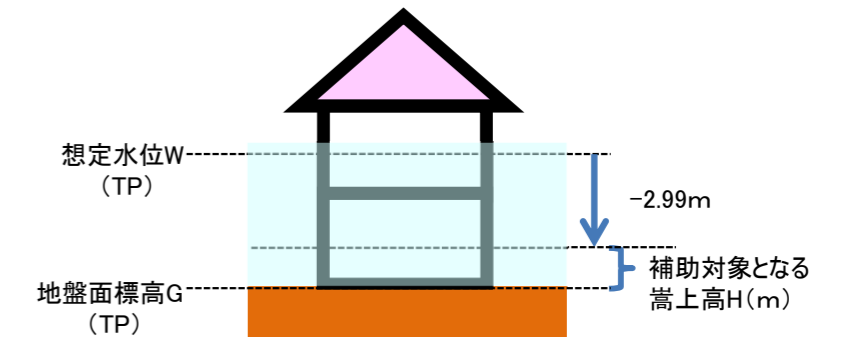
滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室
電話 077-528-4291 FAX077-528-4904

■ 宅地嵩上げ浸水対策促進事業の概要

浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護するためには、ソフトとハードのあらゆる対策を組み合わせた「多重防御」が必要であると考えています。

滋賀県では、「多重防御」による人命被害回避方法への支援制度の一つとして、「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」を実施しています。

この事業は、「浸水警戒区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC造、ピロティ化等工事の費用を助成するものです。



項目	算出式	金額
A. 補助上限額		4,000,000円
B. 標準工事費	下記の条件により算出した標準工事費×1/2 ・工法:土盛り工法 (なお、嵩上げのみを実施する場合は曳家を含む) ・面積:補助する建築物の建物面積の2倍 ・高さ:想定水位-2.99m-地盤面標高	想定浸水深および既存建物面積により算定する額
C. 申請者の見積額	※嵩上げ等に係る経費分×1/2	見積額×1/2
補助額		A,B,Cの最小値